

社会福祉法人糸島市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

平成 22 年 1 月 1 日 制 定

平成 27 年 3 月 26 日 一部改正

平成 29 年 1 月 10 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は糸島市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬及び費用弁償)

第 2 条 役員等の報酬及び費用弁償の額は、別表のとおりとする。ただし、糸島市の常勤一般職の職にある者には支給しない。

(報酬等の支給方法)

第 3 条 前条に規定する報酬等の支給方法については職員の例による。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(委任)

第 5 条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	支給単位	報 酬	費用弁償
会 長	報酬月額	170,000 円	支給なし
副会長	報酬月額	10,000 円	日額 2,000 円
理 事	報酬日額	4,500 円	日額 2,000 円
監 事	報酬日額	4,500 円 監査時 7,000 円	日額 2,000 円
評議員	報酬日額	4,500 円	日額 2,000 円
その他の委員	報酬日額	4,500 円	日額 2,000 円